

# 一般廃棄物処理（収集運搬、処分）業 許可・更新許可申請の手引き

---

七尾市市民生活部環境課

令和4年1月改訂

## 内容

---

第1章 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請について.....	- 1 -
第1 許可申請について.....	- 1 -
第2 事業範囲の変更許可申請について.....	- 1 -
第3 更新許可申請について.....	- 1 -
第4 申請受付場所.....	- 2 -
第5 申請書類の提出部数.....	- 2 -
第6 許可申請手数料.....	- 2 -
第7 対象となる一般廃棄物.....	- 2 -
第8 一般廃棄物処理業の許可に係る一般廃棄物の種類.....	- 2 -
第9 一般廃棄物収集運搬業の事業区分.....	- 3 -
第10 許可基準について.....	- 3 -
第11 許可証の交付について.....	- 3 -
第12 一般廃棄物処理施設設置許可について.....	- 3 -
第2章 一般廃棄物処理業の許可基準.....	- 4 -
第1 一般廃棄物収集運搬業の許可基準.....	- 4 -
第2 一般廃棄物処分業の許可基準.....	- 6 -
第3 遵守事項.....	- 7 -
1 業務全般に関する事項.....	- 7 -
2 収集又は運搬に関する事項.....	- 7 -
3 処分業者に関する事項.....	- 9 -
4 事故時の措置.....	- 9 -

## 第1章 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請について

---

### 第1 許可申請について

---

- (1) 申請は予約制とします。その際は、あらかじめ電話等により環境課廃棄物対策担当に電話などで申請日時の予約をお願いします。
- (2) 郵送による申請は受け付けておりませんので、申請される方が申請書類をご持参ください。
- (3) 申請に必要な書類は、「一般廃棄物処理業許可の申請書及び添付書類一覧」をご覧ください。
- (4) 申請書の様式は、七尾市ホームページからダウンロードしてください。
- (5) 提出いただいた申請書類は、提出時に事前審査を行います。その際、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- (6) 申請書の記載及び添付書類に不備がないことを確認し、手数料の納入が確認できたあと、申請書を受理します。
- (7) 申請書が受理されてから処分（許可又は不許可）がなされるまでの期間は、一般廃棄物収集運搬業の許可については概ね30日、一般廃棄物処分業の許可については概ね40日（いずれも閉庁日等を除く）となります。

### 第2 事業範囲の変更許可申請について

---

次の場合には事業範囲の変更許可申請が必要です。

- (1) 取り扱う一般廃棄物の種類を追加する場合（品目の限定が付されている場合には、品目の追加及び限定の解除を含む。）
- (2) 一般廃棄物収集運搬業においては、事業区分の変更（保管・積替えの追加、又は運搬（荷下ろしに限る。）から収集運搬の区分への変更）及び保管・積替えする一般廃棄物の追加（品目の限定が付されている場合には、品目の追加及び限定の解除を含む。）する場合
- (3) 処分業で処分の方法を追加する場合（例：焼却、破碎など）

### 第3 更新許可申請について

---

処理業を継続するには、許可証に記載している有効年月日までに更新の許可申請が必要です。

なお、更新許可申請は、有効年月日の2か月前から受付します。

更新許可申請に当たっては、有効期間内の「一般廃棄物実務管理者講習」又は「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の修了証の写しが必要ですので、受講忘れがないよう注意してください。

ただし、令和4年3月31日までの申請にあつてはこの限りではない。

## 第 4 申請受付場所

〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地

七尾市市民生活部環境課 廃棄物対策担当

TEL : 0767-53-8421 FAX : 0767-53-3315 代表 E-mail : kankyo@city.nanao.lg.jp

## 第 5 申請書類の提出部数

申請書は、正本 1 部を提出してください。

なお、これとは別に申請者保管用として副本 1 部を提出してください。

## 第 6 許可申請手数料

手数料は、市が発行する納入通知書により、七尾市指定金融機関等へ納入していただきます。納入が確認できたあとで許可申請書を審査します。

なお、不許可となった場合でも、手数料の返還はいたしません。

許可業種	新規許可	更新許可	変更許可
一般廃棄物収集運搬業許可	10,000 円	10,000 円	10,000 円
一般廃棄物処分業許可	10,000 円	10,000 円	10,000 円

## 第 7 対象となる一般廃棄物

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可対象となる廃棄物は、次のとおりです。

ア 引っ越し等に伴い家庭から排出される臨時ごみ

イ 事業活動により排出される事業系一般廃棄物

(2) 一般廃棄物処分業の許可対象となる廃棄物は、市による処分が困難な一般廃棄物です。

## 第 8 一般廃棄物処理業の許可に係る一般廃棄物の種類

一般廃棄物の種類を下表のとおり分類し、その種類ごとに許可しています。

	許可に係る一般廃棄物の種類の区分	内容
(1)	可燃ごみ	次に掲げるものを除く可燃性の一般廃棄物
(2)	不燃ごみ	次に掲げるものを除く不燃性の一般廃棄物
(3)	汚泥	し尿及び浄化槽汚泥を除く汚泥
(4)	し尿	し尿及び浄化槽汚泥
(5)	特定家庭用機器廃棄物	特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物

## 第9 一般廃棄物収集運搬業の事業区分

一般廃棄物収集運搬業の許可に係る事業の区分を次の4つに分類しています。

① 収集・運搬（保管・積替えを除く。）
② 収集・運搬（保管・積替えを含む。）
③ 運搬（保管・積替えを含む。）
④ 運搬（荷下ろしに限る。）

※「積置き」について

処理場が搬入受付を行っていない（年末年始など）期間中、一般廃棄物を運搬車に積載した状態で、特定の施設（積替え保管場所）に駐車することを「積置き」といいます。「積置き」を行うには、「保管・積替えを含む」の許可が必要です。

事業区分の変更に伴う手続きについて

	①へ変更	②へ変更	③へ変更	④へ変更
①から		変更許可申請	変更許可申請	変更届
②から	変更届		変更届	
③から	変更許可申請	変更許可申請		変更届
④から	変更許可申請	変更許可申請	変更許可申請	

## 第10 許可基準について

許可申請の内容を審査し、必要に応じて実地検査を行ったうえで、許可基準（P.4）に適合していると認めるときに許可となります。

### 第11 許可証の交付について

一般廃棄物処理業の許可（新規・更新・変更）をしたときは、七尾市一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証を交付します。

また、更新許可又は変更許可の際には、従前の許可証を返却してください。

### 第12 一般廃棄物処理施設設置許可について

一日あたりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間あたりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2メートル以上）の一般廃棄物処理施設を設置する場合には、設置前に一般廃棄物処理施設設置許可申請が必要となります。

一般廃棄物処理施設設置許可申請については、個別にご相談ください。

## 第2章 一般廃棄物処理業の許可基準

### 第1 一般廃棄物収集運搬業の許可基準

内容		根拠
許可基準	1 七尾市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。	法第7条第5項第1号
	2 その申請の内容が、七尾市で定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条第5項第2号
	3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。	法第7条第5項第3号
	(1)施設に係る基準	施行規則第2条の2第1号
	①一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	
	②積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。	
(2)申請者の能力に係る基準	施行規則第2条の2第2号	
①一般廃棄物の収集又は運搬を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。		
②一般廃棄物の収集又は運搬を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。		
欠格条項	4 申請者が次のいずれにも該当しないこと。	法第7条第5項第4号
	(1)心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者	
	(2)破産手続廃止の決定を受けて復権を得ない者	
	(3)禁錮以上の刑 <sup>1</sup> に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
(4)廃掃法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの <sup>2</sup> 若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く)の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第		

1 「禁錮以上の刑」とは、死刑、懲役、禁錮をいう。

2 「生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、施行令第4条の6の各号に定める以下のもの。

- (1) 大気汚染防止法
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- (3) 海洋汚染等及び開場災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
- (4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- (5) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- (6) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

	<p>222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>	
	<p>(5)廃掃法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消されて場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下(7)、第8条の5第6項及び(10)において同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p>	
	<p>(6)廃掃法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃掃法第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下(7)において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過していない者</p>	
	<p>(7)(6)に規定する期間内に廃掃法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、(6)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人<sup>3</sup>であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者</p>	
	<p>(8)その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>	
	<p>(9)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつてその法定代理人が(1)から(7)までのいずれかに該当する者</p>	
	<p>(10)法人でその役員又は政令で定める使用人のうち(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの</p>	
	<p>(11)個人で政令で定める使用人のうちに(1)から(8)までのいずれかに該当する者のあるもの</p>	
	<p>(12)市税の滞納がないこと。</p>	

<sup>3</sup> 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。(政令第4条の7)

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の行に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

## 第2 一般廃棄物処分業の許可基準

	内容	根拠
許 可 基 準	1 七尾市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。	法第7条第10項第1号
	2 その申請の内容が、七尾市で定める一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条第10項第2号
	3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。	法第7条第10項第3号
	(1)処分(埋立処分を除く。)を業として行う場合	施行規則第2条の4第1号
	①施設に係る基準  浄化槽に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。  その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。  保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。	
	②申請者の能力に係る基準  一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。  一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	
(2)埋立処分を業として行う場合		
①施設に係る基準  埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。	施行規則第2条の4第2号	
②申請者の能力に係る基準  一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。  一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。		
欠格条項	一般廃棄物収集運搬業の欠格条項と同じ	法第7条第10項第4号



### 第3 遵守事項

一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物処理基準に加え以下の事項に努めてください。

#### 1 業務全般に関する事項

- (1) 一般廃棄物処理業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する市の施策に協力しなければならない。
  - (2) 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の分別収集を徹底し、資源物の回収を積極的に実施しなければならない。
  - (3) 一般廃棄物処理業者は、従業員への教育を徹底し、一般廃棄物の適正処理に関する知識及び資質の向上に努めなければならない。
  - (4) 作業台帳及び運転日誌を備え、一般廃棄物の種類ごとに必要な事項を記載し、保存すること。なお、帳簿は毎月月末で閉め、1年ごとに閉鎖したうえ、5年間保存すること。(法第7条15項、第16項、施行規則第2条の5、条例)
- ア 収集又は運搬用の例

##### 一般廃棄物収集運搬日報 (品目)

収集運搬 年月日	排出者	運搬先	運搬車両	運搬量	処理料金	備考
/ /				kg	円	
/ /				kg	円	

イ 処分業用の例

##### 一般廃棄物処分日報 (品目)

処分 年月日	持込事業者名	運搬車両	受入量	受入料金	備考
/ /			kg	円	
/ /			kg	円	

#### 2 収集又は運搬に関する事項

- (1) 収集した一般廃棄物は、市長が認める処理施設に搬入すること。
- (2) 許可に係る運搬車に許可証の写しを備え付けておくこと。
- (3) 許可に係る運搬車には、次のように表示等を行うこと。

ア 運搬車のドア及び荷箱又は荷台の両側面に以下をすべて表示（簡単に着脱できるマグネット等での表示は不可。ただし、令和4年3月31日以前に登録のある車両等はこの限りではない。）すること。

イ 一般廃棄物収集運搬業者の氏名（法人にあつては名称）

ウ 「一般廃棄物収集運搬業」の表示

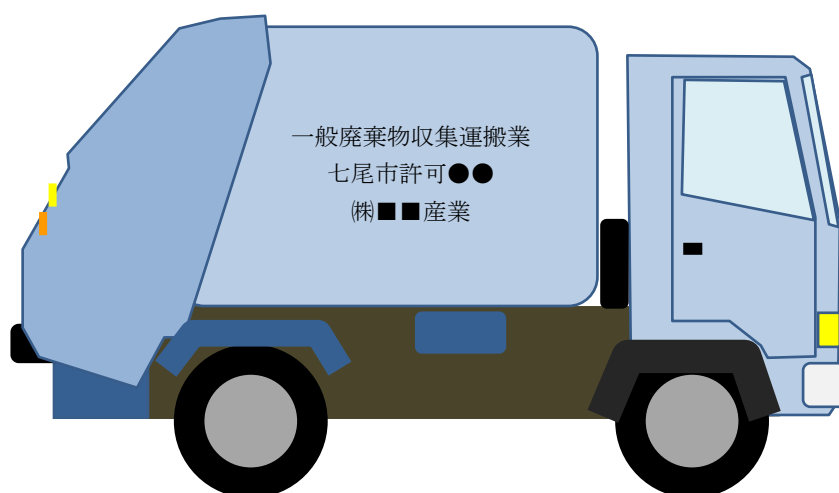
エ 「七尾市許可●●」の表示（●●は許可番号の下2桁）

オ 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった運搬車については、ア②及び③の表示を抹消すること。

(4) 運搬車以外の車両には、(3)ウ及びエの表示をしないこと。

## 【表示規格及び例】

文字のサイズ：1文字7cm角以上



車両の向きに関わらず、いずれも表示起点から右に表示すること。

「●●可許市尾七」とは表示しないこと。

- (5) 収集作業及び運搬によって生じる騒音の防止・減少に努めること。
- (6) 運搬車を異動させる場合及び運転手等が長時間、運搬車を離れる場合には、テールゲートのスライドカバーを降ろすなど廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止のための措置を講ずること。
- (7) 運搬車の走行については、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
- (8) 運搬車への過積載は行わないこと。
- (9) 運搬車の点検及び整備に努めること。（テールゲート落下防止用の安全棒、汚水タンクのパッキン等）
- (10) 運搬車は作業終了後、荷箱の内側及び外側を確実に洗浄し、悪臭の発散を防止するとともに清潔の保持に努めること。洗車場の排水溝についても、確実な洗浄と清潔の保持に努めること。

(11) 汚水タンク内の汚水は、適切に処理することのできる施設以外では排出しないこと。

(12) 各月における収集運搬の状況（実績が無い場合は無い旨）を翌月の 10 日までに以下のとおり報告すること。（条例施行規則第 22 条）

報告すべき者	報告すべき内容	報告書の名称
一般廃棄物収集運搬業者 (以下を除く者)	1 箇月ごとの一般廃棄物の収集量又は運搬量	一般廃棄物収集・運搬状況報告書 (様式第 16 号その 1)
		一般廃棄物(特定家庭用機器廃棄物)収集・運搬状況報告書(様式第 16 号その 2)
一般廃棄物収集運搬業者 (し尿及び浄化槽汚泥の収集又は運搬を業とする者)	1 箇月ごとのし尿及び浄化槽汚泥の収集量又は運搬量	し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬状況報告書(様式第 17 号)

注意) 更新となる許可については、これまでに必要な報告書の提出がない事業者にあつては、新たな期間について許可しない。

### 3 処分業者に関する事項

- (1) 施設の機能を正常に維持するため、適切な保守点検を行うこと。
- (2) 施設に異常があつた場合は、補修等の必要な措置を講じること。
- (3) 各月における収集運搬の状況（実績が無い場合は無い旨）を翌月の 10 日までに以下のとおり報告すること。（条例施行規則第 22 条）

報告すべき者	報告すべき内容	報告書の名称
一般廃棄物処分業者	1 箇月ごとの一般廃棄物の処分量等	一般廃棄物処分状況報告書(様式第 18 号)

### 4 事故時の措置

一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の処理において、一般廃棄物又は一般廃棄物から生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境保全上の支障が生じ又は生ずるおそれがある事故が発生したときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に報告すること。

### 第3章 一般廃棄物処理業許可の申請書及び添付書類一覧

No	書類名	必要な書類				備考
		収集運搬		処分		
		個人	法人	個人	法人	
<b>申請書</b>						
1	一般廃棄物収集運搬業(許可・更新許可)申請書 (様式第5号)	○	○			新規、更新
2	一般廃棄物処分業(許可・更新許可)申請書 (様式第6号)			○	○	新規、更新
3	一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請書 (様式第8号)	○	○	○	○	変更
4	一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書 (様式第9号)	○	○	○	○	変更
<b>添付資料</b>						
<b>I. 事業計画に関する書類</b>						
1	収集運搬業事業計画書 様式1	○	○			
2	処分業事業計画書 様式2			○	○	
<b>II. 申請者等に関する書類</b>						
3	登記事項証明書 (履歴事項全部証明)		○		○	3か月以内に取得した原本
4	定款又は寄付行為		○		○	
5	住民票の写し (個人番号記載なし、本籍地記載のあるもの)	○	○	○	○	3か月以内に取得した原本
6	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	○	○	○	○	3か月以内に取得した原本
7	欠格条項に該当しない者である旨の誓約書 様式3	○	○	○	○	
<b>III. 技術的能力を説明する書類</b>						
8	(一財)日本環境衛生センター又は(公財)日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会の修了証(写し)	○	○	○	○	一廃講習2年以内、産廃(新規)5年以内、産廃(更新)2年以内のもの ※ただし、令和4年3月31日以前の申請にあっては従前のとおり

IV. 経理的基礎に関する書類							
9	事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法	様式 4	○	○	○	○	
10	資産に関する調書	様式 5	○		○		
11	決算報告書(法人)			○		○	直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
12	納税証明書(法人)			○		○	3か月以内に取得した原本 直前3年の法人税の納税証明書 直前1年の法人県民税、法人市民税(七尾市)、固定資産税(七尾市)の納税証明書
13	納税証明書(個人)		○			○	3か月以内に取得した原本 直前3年の所得税の納税証明書 直前1年の市県民税、国民健康保険税、固定資産税(七尾市)の納税証明書
14	長期的財務計画書 (ほかに経理的基礎を確認するため、追加で資料をお願いすることがあります。)	様式 6	○	○	○	○	無税理由書、長期的財務計画書など
V. 営業等に関する書類							
15	組織図		○	○	○	○	廃棄物処理の部署が記載されたもの
16	従業員名簿	様式 7	○	○	○	○	
17	契約事業所一覧	様式 8	○	○			
VI. 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類							
18	見取図		○	○	○	○	申請に係る事業に用いる事業所及び事業場付近の見取図
19	使用車両一覧表	様式 9	○	○	○	○	
20	車両及び収集運搬容器写真	様式 10	○	○			カラー写真
21	保管・積替え施設の図面、面積等計算書、カラー写真		○	○			保管・積替えを行う場合に添付すること
22	場内配置図				○	○	処理施設、保管施設を記載すること

23	中間処理施設の図面、処理能力計算書、仕様書、処理フロー図、カラー写真			○	○	※都道府県知事の設置許可を受けた施設である場合は不要
24	保管施設の図面、面積等計算書、カラー写真			○	○	
<b>VII. 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類</b>						
25	自動車の自動車検査証の写し	○	○			
26	重機の売買契約書又は自主検査記録表	○	○			
27	車両保管場所、保管・積替え施設の設置場所の登記事項証明書、公図(又は地積測量図)	○	○			3か月以内に取得した原本
28	中間処理施設の設置場所及び廃棄物の保管場所の登記事項証明書、公図(又は地積測量図)			○	○	3か月以内に取得した原本
29	中間処理施設の売買契約書の写し			○	○	
30	25 から 29 までの賃貸借契約書の写し	○	○	○	○	事業の用に供する施設(車両、土地、施設等)を借用している場合に提出すること

注 1) No.18 から 30 までの書類について

・更新許可申請においては、その内容に変更がない場合、カラー写真を除き提出を省略できます。

ただし、借用している施設については、使用権が継続しているか確認するため、No.25 から 30 は省略できません。

注 2) カラー写真は 3 か月以内に撮影したものとしてください。



一般廃棄物処分業（許可・許可更新）申請書

令和 年 月 日

七尾市長

申請者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項又は第 7 項の規定により、一般廃棄物処分業の（許可・許可の更新）を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業の範囲	事業の内容	
	取扱廃棄物の種類	
事務所の所在地及び名称	事務所（支店等） 名称 所在地	電話番号
事業場の所在地	事業場 名称 所在地	電話番号
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力 （最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量）		
施設の処理方式、構造及び設備の概要		
処分の料金	別紙のとおり	
事業開始予定年月日 （許可の更新を申請する場合は、記入不要）		



一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請書

令和 年 月 日

七尾市長

申請者 住 所  
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 1 項により、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので申請します。

許可年月日		年 月 日	許可番号	
変更内容	変更事項	<input type="checkbox"/> 事業の区分	<input type="checkbox"/> 取り扱う一般廃棄物の種類	積替え又は保管の有無並びに積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類
	変更前	<input type="checkbox"/> 収集・運搬 (保管・積替えを除く。) <input type="checkbox"/> 収集・運搬 (保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> 運搬 (保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> 運搬 (荷下ろしに限る。)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> し尿 <input type="checkbox"/> 特定家庭用機器廃棄物	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無
	変更後	<input type="checkbox"/> 収集・運搬 (保管・積替えを除く。) <input type="checkbox"/> 収集・運搬 (保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> 運搬 (保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> 運搬 (荷下ろしに限る。)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> し尿 <input type="checkbox"/> 特定家庭用機器廃棄物	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無
変更理由				
変更予定年月日		年 月 日		

一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書

令和 年 月 日

七尾市長

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 1 項により、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので申請します。

許可年月日		年 月 日	許可番号
変更内容	変更事項	<input type="checkbox"/> 事業の内容	<input type="checkbox"/> 取扱廃棄物の種類
	変更前		
	変更後		
変更理由			
変更予定年月日		年 月 日	

## 収集運搬業事業計画書

### 収集運搬業務の具体的な計画

事業区分	<input type="checkbox"/> 収集・運搬（保管・積替えを除く。） <input type="checkbox"/> 収集・運搬（保管・積替えを含む。） <input type="checkbox"/> 運搬（保管・積替えを含む。） <input type="checkbox"/> 運搬（荷下ろしに限る。）			
廃棄物の範囲	<input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 家庭から排出される臨時ごみ			
収 集 運 搬 フ ロ ー	一般廃棄物の種類	積替え及び 保管の有無	収 集 量 (k g /月)	運搬先
	可燃ごみ			
	不燃ごみ			
	汚でい			
	し尿			
	特定家庭用機器 廃 棄 物			
収集運搬時の 環境保全措置	廃棄物の飛散防止措置  悪臭の発生防止措置  汚水の流出防止措置			
事故時の対応				
収集運搬業務 の 休 業 日				

## 一般廃棄物処分業事業計画書

1 事業概要及び現況

2 処分する一般廃棄物の種類、処分の方法及び処分量

一般廃棄物の種類	処分の方法	処分量 (t/月又はm3/月)

3 施設の概要

(1) 法第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設

番号	施設名	設置年月日	処分方法	処理能力	処理する廃棄物の種類

(2) 法第8条第1項の許可を受けた施設以外の中間処理施設

番号	施設名	設置年月日	処分方法	処理能力	処理する廃棄物の種類

4 保管場所の概要

番号	保管する廃棄物の種類	保管容量	保管の方法

※ 番号は、配置図及び平面図等の構造図の番号と一致すること

5 処分業務の具体的な計画

- (1) 処分業務を行う時間
- (2) 休業日
- (3) 組織図
- (4) 従業員数(処分業に係る従業員数) 別紙のとおり

6 環境保全措置

- (1) 中間処理施設
- (2) 保管施設において講ずる措置
- (3) 最終処分場において講ずる措置



様式4

事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法

内 訳		金 額 ( 千 円 )			
事業の開始に要する資金の総額					
	土 地				
	事 務 所				
	収集運搬車両				
	積替保管施設				
調 達 方 法	自 己 資 金				
	借 入 金	借入金額		借 入 先	
		借入残高		利 率	
		年間返済額		返済期限	
	そ の 他				
	増 資				
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること					

○ 事業の開始に当たって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

資産に関する調書			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所

氏 名

印

長 期 的 財 務 計 画 書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

- 1 ・繰越損失金額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日現在)  
 (次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)
- ・経常損失金額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日現在)  
 (2年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合)
  
- 2 ・繰越損失金 \_\_\_\_\_ が発生した理由
- ・経常損失金 \_\_\_\_\_
  
- 3 今後の事業改善計画

4 今後の収支計画

(単位: \_\_\_\_\_)

	第 期 ( ~ )	第 期 ( ~ )	第 期 ( ~ )
売 上 高			
売 上 原 価			
売上総利益			
販売費及び一般 管理費			
営 業 利 益			
営業外利益			
営業外費用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。







## 使用車両一覧表

(許可番号) 第 \_\_\_\_\_ 号 (許可事業者名)

<p><b>【注意】</b>・(許可申請時) 登録する全ての車両を記入してください。</p> <p>・(車両の変更時) 廃止、継続、新規の全ての車両を記入してください。その際、廃止車両には「廃止」、登録を継続する車両には「継続」、新規登録車両には「新規」と、当該車両の備考欄に記入してください。</p> <p>例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 25%;">キャブオーバ</td> <td style="width: 45%;">石川 100 あ 1234</td> <td style="width: 15%;">2000 kg</td> <td style="width: 15%;">廃止</td> </tr> <tr> <td>脱着装置付コンテナ専用車</td> <td>石川 88 い 1234</td> <td>4000 kg</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>塵芥車</td> <td>石川 88 う 1234</td> <td>1950 kg</td> <td>新規</td> </tr> </table> <p>・「車体の形状」は車検証の同名欄の表示のとおり記入してください。</p>				キャブオーバ	石川 100 あ 1234	2000 kg	廃止	脱着装置付コンテナ専用車	石川 88 い 1234	4000 kg	継続	塵芥車	石川 88 う 1234	1950 kg	新規
キャブオーバ	石川 100 あ 1234	2000 kg	廃止												
脱着装置付コンテナ専用車	石川 88 い 1234	4000 kg	継続												
塵芥車	石川 88 う 1234	1950 kg	新規												
車体の形状	自動車登録番号	最大積載量	備 考												
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
		kg													
合計			台												
その他運搬施設の概要 (運搬容器等)															

## 車両及び収集運搬容器写真

(許可番号) 第 \_\_\_\_\_ 号 (許可事業者名)

自動車登録番号

(カラー写真貼付欄)

斜め前方から  
器材全体を撮影したもの

(カラー写真貼付欄)

斜め後方から  
器材全体を撮影したもの

※斜め前方写真の対角から撮影

(注) 車両ナンバー (ナンバープレート) が確認できること  
「一般廃棄物収集運搬業」等の必要事項が確認できること

